― お知らせ ―

平成２９年８月２４日付　厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知
薬生総発０８２４第１号

一般用(配置用)医薬品販売業者は、１２時間研修を受講する場合その研修機関が、ガイドラインに従い、研修の専門性、客観性、公正性の確保ができ都道府県へ届出を行った外部研修機関による研修であることを、別紙３の自主点検表の事項を満たしていることを確認し受講させること。

併せて、別紙４により外部研修の受講結果を記録すること。

都道府県への許可申請、許可更新手続き又は薬事監視等の際に、登録販売者が研修を適切に受講していることを確認するため、都道府県等に届出を行った外部研修実施機関の発行した外部研修修了証等の提示が必要な場合があります

※ 折り込みの別紙３・４ は受講時の記録として保存して下さい。

※　下記振込口座を用意しています。
　　送金後、申込書は郵送またはｆａｘで組合事務局へお届け下さい。

振 込 先
ゆうちょ銀行には、下記２つの送金方法があります。

・郵 便 局　　記　号　　１４５４０
　　番　号　　１６１８７５９１
（ゆうちょ銀行 口座間送金 ＡＴＭからは手数料 ¥100 円税込）

・銀　行　　店　名　　４５８　　店　番　４５８
　　普通預金　１６１８７５９

口座名義　　奈良県家庭薬配置商業協同組合

（振込料金は、ご負担願います）